

商工会報

## さくほ

令和 5 年 8 月 1 日発行

— No.36 —

 佐久穂町商工会

〒384-0613 佐久穂町大字高野町 561-1

Tel.0267-86-2275 / Fax.0267-86-2541

URL <http://www.sakuho.or.jp/>E-mail [info@sakuho.or.jp](mailto:info@sakuho.or.jp)

会員数:313 名 (令和 5 年 7 月 31 日現在)



ホームページ



青年部 facebook



(ゴルフ大会参加者のスタート前の様子)

## 第 16 回 会員親睦 ゴルフ・マレット 大会開催



6月12日(月)佐久リゾートゴルフ倶楽部において、第16回会員親睦ゴルフ・マレット大会が開催され、男女合計で28名にご参加いただきました。参加者の皆様はプレーを楽しみ親睦を深めるとともに、熱戦が繰り広げられました。

残念ながらマレット大会については、前日からの天候の影響により中止となりましたが、懇親会を開催し、親睦を深めることが出来ました。

(事務局 松本)



残暑お見舞い申し上げます。

立秋を前にまだまだ暑い日が続いていますが、会員の皆様には、いかがお過ごしでしょうか。

日頃は、商工会の事業運営にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

コロナ感染症も発生から3年以上が過ぎ、5月に感染症分類が2類から5類に移行した事により商工会もやっと本格的にアフターコロナで活動できるようになりましたが、商工会員の皆様のいままでのご苦勞を思つと、もつと早期での移行が実施できなかったのかと思つ所です。

5月23日には、商工会本会の総会を開催しました。コロナ禍の中では書面総会や簡易総会となり、3年ぶりに通常での開催となりました、この間、会員の親睦を図る事もままならない状況でしたので今回の総会は篠屋旅館さんにて行う事と致しました。

総会には例年より多くの会員の皆様にお忙しい中ご出席頂き、無事に総会を終了すると共に懇親も図る事ができ誠に有難く、嬉しく思つ所です。

6月には大勢の皆様にご参加を頂き恒例のゴルフ・マレットゴルフ大会を

行いました。梅雨の時期と重なり例年当日の天気心配になりますが、本年は悪天候にはならず無事にプレーする事ができ、ご参会の皆様と楽しいひと時を過ごす事ができました。

8月には「佐久穂いいずら」の取り止めに伴い、青年部の立案、企画、実施により地域振興の事業として茂来館の広場にて夏季イベントを開催致します。

町内外の大勢の皆様にご来場いただき、イベントが盛り上がる事を期待すると共に、夏の催しとして地域に定着して行く事を願う所です。青年部の皆様の町興しに対する積極的な取り組みに心より感謝申し上げます。

8月以降の商工会の大きなイベント事業としては、10月の紅葉祭の開催がありますが、本年はコロナの感染防止も考慮する事なく、例年通りに開催する予定です。



コロナの感染症分類の移行後、観光におけるインバウンドの増加や飲食店の来客の増加、また企業の賃上げによる影響等により日本経済も好転への兆しが見えるものの、ウクライナでの戦争の長期化、米国の金利上昇の懸念が消えない中、グローバル経済の先行きはいまだ不透明感が否めない状況が続いています。特に私ども中小零細企業を取り巻く環境は、コロナ被害の傷も癒えない中、エネルギー価格、資材価格の高騰、人手不足、物不足と大変厳しい環境のなかにあります。

商工会の活動も5年間の第一次マスタープランが終了し、本年度より第二次マスタープランにより活動がスタートしました。中身といたしましては、会員の事業運営に対して、より一層伴走型支援に取り組み、商工会の指導員が対応できない分野についても専門指導員が指導する体制をより充実していく事となっております。

会員の皆様には、事業運営につきまして相談したい事や悩み事がありましたらお気軽に商工会と連絡をとって頂き、商工会をご利用いただければ幸いです。また、お近くに新規事業展開をお考えになられている方がいれば商工会をご紹介下さい。

結びに、会員の皆様が変わらぬご支援、ご協力をお願いすると共に、皆様のご健勝ご繁栄をご祈念し挨拶と致します。

## 佐久穂町商工会 第18回通常総会 開催

5月23日(火)、篠屋旅館において通常総会を開催しました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の対応について、「5類相当」に移行された事から、佐久穂町町長佐々木勝様、長野県議会議員依田明善様始め多くの来賓の方のご臨席を賜り通常総会を開催する事が出来ました。

議事においては、令和4年度事業報告書、収支決算書及び貸借対照表並びに財産目録の承認に関する件(監査報告)など5議案について審議され、全ての議案は原案通り承認されました。

今後も地域経済の発展の為に、会員事業者の経営改善に向けた、きめ細やかな支援に取り組んでいきたいと思ひます。

- 第1号議案 令和4年度事業報告書、収支決算書及び貸借対照表並びに財産目録の承認に関する件
- 第2号議案 令和5年度事業計画(案)並びに収支予算承認に関する件
- 第3号議案 令和5年度会費の賦課基準(案)及び納入方法の承認に関する件
- 第4号議案 令和5年度運営資金の借入限度額(案)及び借入先に関する件
- 第5号議案 役員の補充選任に関する件

# 支部報告

## 八千穂支部

皆さんこんにちは、八千穂支部長の三石です。支部活動もこの役員で三年目になります。昨年度から新型コロナウイルス感染症の対応をしつつ支部活動も例年どおりほぼ予定していた行事を消化する事が出来ました。また、今年度はアフターコロナを意識しつつ本格的に活動と呼びかけていきたいと思っています。

さて、五月に久しぶりに支部総会をリアル開催しました。例年はリアル開催が当たり前のことと思っていましたが、少し緊張しつつ総会を実施し、懇親会では本会より会長をお招きして盛大に開催して参加者も近況を語り合い親睦を深めることが出来ました。

また、七月には支部会員視察研修旅行で沿津方面に行つて来ました。総勢19名程でしたが、会員のタミーベリーの木田さん一家の参加もいただき子供から大人までワイワイと楽しく出来ました。昔は各イベントに子供や孫が顔を出し、どこの子なのか、どこのお父さんやお母さんなのか、みんな分かっていたんですが、最近は会員同士の距離間も遠く其々の家族となるとほぼ分からない状態です。今回の旅行では参加者の親密感も湧いてよかったです。

## 広告主募集中!

【お問合せ先】商工会事務局 (86-2275)

2面・3面(横6cm、縦6.4cm 1回 5,000円)の広告掲載企業を募集しております。

(1回限りのスポット広告も可能です、通常は1年単位となります)

会報誌「さくほ」の読者のほとんどは、中小企業経営者です。貴社の情報が直接経営者に届く可能性が高く効率の良いPRが可能となります。お申込は先着順とさせていただきます。ご利用をご希望の方は左記問い合わせ先にて空き状況をご確認の上、お申込下さい。

います。

今後、職場交流ソフトボールや紅葉祭など積極的に声掛けして、参加を募っていききたいと思います。

今後ともどうぞ宜しくお願いします。  
(八千穂支部長 三石 博明)



八千穂支部視察研修

## 東支部

会員の皆様におかれましては日頃より支部活動にご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、昨年度を振り返りますと、また新型コロナウイルスの影響を受ける年となりました。昨年度初めから会議が縮小され東支部の総会も中止となり前年度同様書面議決となりました。

このような状況下でしたが、職場交流ソフトボール大会に参加させていたいただきブロック優勝することが出来ました。また視察研修も実施しようとして取り組みましたが安全な状況にならず中止となりました。しかしながら希望をもつて、感染に注意しながら出来ることを中心に役員会議、商工貯蓄の推進、本会の協力等行つことが出来ました。

そして新年度、コロナウィルスは五類となり、令和五年度総会を、対面にて三年越しの開催にたどり着き、本当に良かったと思います。

皆様ご承知の通り、支部組織の強みは、交流の場、ネットワークの場です。地域の宝を、皆さんと一緒に守っていける様、より一層のご支援をお願い申し上げます。

結びに会員、関係者各位、全ての皆様に深く感謝を申し上げ簡単ではありますが、活動報告と致します。

(東支部長 友野 博文)

## 西支部

活動報告の時期がまた来てしまいました。活動報告を書けと言われても何も書くことがないと本当に困っちゃいますね(笑)。昨年も研修旅行にも行けませんでしたし、事業らしい事業は行えませんでした。本年度に入り、コロナ禍でも唯一毎年できた高野町のお宮でのボンボリ付けを予定していましたが、氏子さんから「枯れている木があり倒木の危険があるため中止してくれ」とのことと急遽やらない事になってしまいました。枯れた木を何とかしないと来年以降も出来ない予感が。ひとつだけできた事がありました。

西支部の通常総会です。コロナ禍は書面決議でしたので4年ぶりのリアル開催でしたが多くの会員さんに集まっていた良かったです。今となつては笑い話ですが、議長さんが中々決まらず当日いきなりお願いして受けていただけただけの関さんでした。流石関さん、見事に議長を務めてくれました。無理を言つて申し訳ありませんでした。関さんありがとうございました。

今年は本会も含めて事業はできるのかな。せつかく移住者の皆さんも増えてきているので佐久穂町を盛り上げていきたいと思っています。

(西支部長 高見澤 義光)



中小企業事業者の  
皆さま必見！

## 中小企業エネルギー コスト削減助成金

長野県及び長野県中小企業GK推進事務局では、原油・原材料価格の高騰等に  
直面する県内中小企業の省エネによるコスト削減を図り、収益構造の改善を支援するため、  
「中小企業エネルギーコスト削減助成金」の対象事業を募集します。

受付開始 令和5年9月（予定）

最大  
500万円

### 令和5年度追加募集の概要等（予定・抜粋）

既存の設備を省エネ効果のある設備に更新又は新設する事業者に対し、その費用の一部を助成する。（R5 4/1以降の取り組みが対象）

**対象経費** 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、エネルギー管理設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、発電設備（50 kW未満：太陽光パネル及び付属設備）、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシ）（工事費含む、エネルギー管理設備・発電設備は新設のみ対象）

**補助率** ①発電設備以外対象経費 150 万円以下：％以内、  
対象経費 150 万円を超える部分：½以内  
②発電設備：4万円以内 / kW

**補助額** 下限 50 万円、上限 500 万円

「商工会より」中小企業エネルギーコスト削減助成金制度は、過去に3回募集を行いました。3回とも早期に予算額に達したため、前倒しで募集を終了した人気の助成金制度になりました。興味を持った事業所様がいっぱいお問合せ下さい。

直近では、原油・原材料価格の高騰等の厳しい外部環境に直面しておりますが、今後もアンテナを張り、助成金制度等を積極的に活用し、新たな取り組みを実施し、事業の継続を図っていききたいと思っております。

佐久穂町の海瀬で菓子製造・小売業を営んでいる幸盛堂の小須田敏幸と申します。昭和33年に父親が創業。平成20年に事業承継を実施し、事業を引き継ぎました。現在、店舗の他に葬儀場、町の駅などにどろ焼きや大福など菓子販売をしています。今回当店では中小企業エネルギーコスト削減助

### 商工会助成金活用事例紹介

## 「中小企業 エネルギーコスト 削減助成金」

幸盛堂  
小須田 敏幸



成金を活用し、店舗と作業場に設置している老朽化し過大な電力を消費している蛍光灯照明器具23基を、本助成金で最新のLED照明機器に交換しましたが、投資額の3分の2が補助されたことから、自己資金の持ち出しも少なく投資する事が出来ました。本助成金制度を利用したことで、電気代の削減、手元が明るくなり、作業効率改善するなどのプラスの効果がありました。また、お客様より、「店舗が明るくなり清潔感が増しイメージが良くなった。」とのお声もいただきました。

助成金申請の書類作成においては、佐久穂町商工会職員皆様方から親身になってご指導頂けましたことにより、無事に申請し助成金を受け取ることが出来ました。

# 小規模事業者持続化補助金

佐久穂町商工会では随時、小規模事業者持続化補助金申請の相談を受け付けています!!佐久穂町では通常の補助金に**町独自の持続化補助金も上乗せして交付しています!!** 原材料価格やエネルギーコスト等の上昇による厳しい経営環境が続いておりますが、**沈黙後を見据えて再建するための計画を立てましょう!!**

### 持続化補助金とは？

- 小規模事業者持続化補助金（＝持続化補助金）は、**小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。**

持続化補助金って何？



### 補助率・補助上限額は？

| 類型      | 通常枠                                          | 賃金引上げ枠                 | 卒業枠   | 後継者支援枠 | 創業枠 |
|---------|----------------------------------------------|------------------------|-------|--------|-----|
| 補助率     | 2/3                                          | 2/3<br>(赤字事業者については3/4) |       | 2/3    |     |
| 補助上限    | 50万円                                         |                        | 200万円 |        |     |
| インボイス特例 | 50万円※<br>※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ |                        |       |        |     |
| 追加申請要件  | —                                            | 公募要領をご確認ください。          |       |        |     |

※＜適用要件＞  
2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、資格請求書発行事業者の登録が確認できた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、特例は適用されません。

- 販路開拓に必要な経費の一部を補助します。● 通常枠、特別枠のいずれか1つの枠のみ申請可能です。

### 申請受付等スケジュール

|               |              |                      |
|---------------|--------------|----------------------|
| 第13回<br>受付締切分 | 申請受付締切日      | 2023年9月7日(木)         |
|               | 事業支援計画書の受付締切 | 原則2023年8月31日(木)      |
|               | 事業実施期間       | 交付決定日から2024年7月31日(水) |
|               | 実績報告書提出期限    | 2024年8月10日(土)        |

- 上記実施期限までの間で、補助事業が終了（補助対象経費の支払いまで含みます）した時は、その日から起算して30日を経過した日、または上記「実績報告書提出期限」（必着）のいずれか早い日までに実施事業内容および経費内容を整理し、補助金事務局へ提出しなければなりません（商工会地区と商工会議所地区で提出先が異なりますので、ご注意ください）。

### 補助金の対象者とは？

下記に該当する法人、個人事業、特定非営利活動法人が対象です。

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) | 常時使用する従業員の数 5人以下  |
| 宿泊業・娯楽業             | 常時使用する従業員の数 20人以下 |
| 製造業その他              | 常時使用する従業員の数 20人以下 |

※ 常時使用する従業員には、会社役員や個人事業主本人、一定条件を満たすパートタイム労働者は含まれません。

### 補助対象となる経費

| 補助対象経費科目   | 活用事例                              |
|------------|-----------------------------------|
| ①機械装置等費    | 補助事業の遂行に必要な製造装置の購入等               |
| ②広報費       | 新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等         |
| ③ウェブサイト関連費 | ウェブサイトやECサイト等の開発、構築、更新、改修、運用に係る経費 |
| ④展示会等出展費   | 展示会・商談会の出展料等                      |
| ⑤旅費        | 販路開拓(展示会等の会場との往復を含む)等を行うための旅費     |
| ⑥開発費       | 新商品の試作品開発等に伴う経費                   |
| ⑦資料購入費     | 補助事業に関連する資料・図書等                   |
| ⑧雑務費       | 補助事業のために臨時的に雇用したアルバイト・派遣社員費用      |
| ⑨借料        | 機器・設備のリース・レンタル料(所有権移転を伴わないもの)     |
| ⑩設備処分費     | 新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等      |
| ⑪委託・外注費    | 店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼(契約必須)    |

※ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額及び交付すべき補助金の額の確定時に認められる補助金総額の1/4(最大50万円)を上限とします。ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。  
※設備処分費は、補助対象経費総額及び交付すべき補助金の額の確定時に認められる補助対象経費の総額の1/2を上限とします。設備処分費のみによる申請はできません。

公募要領や申請書様式などは商工会にお問い合わせいただくか、長野県商工会連合会のHP (<http://www.nagano-sci.or.jp/>) からダウンロードすることも出来ます。

事業環境変化対応型支援事業

10月1日から実務準備は万端ですか？

# 制度開始までに備えておきたい、インボイス制度実務対策

・インボイス制度をきっかけに免税事業者から課税事業者になった方  
・発行事業者登録はしたが実務対応はこれからの方、これから課税事業者登録予定の方などへセミナーご参加をお勧めします。

**主な講座内容**

1. 今一度ご確認を！インボイス制度の概要  
制度の概要（改正の背景）等
2. インボイス制度スタートに際しての課題と準備  
インボイス制度への事前準備と基本項目のチェック  
インボイス制度導入に伴うシステム変更 等
3. 発行者側の留意点  
インボイス発行日と請求引に係る請求書  
交付義務の免除  
過期追込請求書（返還インボイス）の記載事項 等
4. 買手側の留意点  
仕入税額控除の要件  
仕入税額控除の対象となる仕入明細書等  
口座振替・口座振込により支払いを行う場合の請求書の保存  
従業員等に支給する出張費等、通勤手当 等
5. 免税事業者との取引の対応ポイント  
免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置  
免税事業者との取引条件の見直し  
免税事業者が消費税税額控除をすることの是非 等
6. 過期請求書等保存方式における税額計算  
経理業務の効率化への対応
7. 令和5年度・消費税法改正が実務に及ぼす影響は

◆会場 佐久穂町商工会 2階  
(佐久穂町大字高野町 561-1)

◆受講料 無料 (会員・非会員 問わず)

◆定員 40名 (先着順)  
<お申し込み方法>  
FAXにてお申込みください。

9/20(水)開催「制度開始までに備えておきたい、インボイス制度実務対策」受講申込書

佐久穂町商工会 行 ⇒ FAX:86-2541 (申込日: 年 月 日)

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 事業所名              | TEL |
| 所在地 佐久穂町 又は 町外( ) | FAX |
| 受講者名 (複数のご参加可)    |     |

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。

佐久穂町

# 創業塾

2023

受講生募集!!

5日間の集中講座と個別相談会で夢の実現への第一歩を!

★「起業したいけど何から手を付けばいいの?」  
★「今までの経験を生かして独立・起業したい!」  
★「事業承継をしたので経営者としてやるべきことを学びたい!」  
★「すでに開業しているけどビジネスプランを見つめなおしたい!」  
★「経営の基本を身につけ、人脈を広げるのが欲しい!」

経営者としての心構えから経営計画の立て方、販売促進の考え方、資金計画など創業に役立つ実践的な知識について幅広く学習できます。

令和5年  
創業塾 9/14 21 28  
10/5 12 (全5回) 個別相談会 10/20

時間 / 18:00 ~ 21:00 (個別相談会は 13:00 ~ 17:00)

場所 / 佐久穂町商工会本所 (TEL 86-2275)

対象者 / ●サラリーマン、学生、主婦、農林漁業者で加工品開発を考えている方など、創業に興味をお持ちの方  
●事業承継により新たに代表に就任された方  
●創業後5年未満の方 など

受講料 / 無料 定員 / 20名 (先着順)  
講師 / 中小企業診断士 加藤 敦子 氏

【講師プロフィール】 アート経営パートナー株式会社 代表取締役  
中小企業診断士に登録後、平成27年にコンサルタントとして独立。9年にわたる小学校教員経験と、10年以上の企業での人事管理、プロジェクトマネージャー経験と培ったノウハウの活かし「金かか」(実践でも)講座に定評がある。自治体の商工相談員として地域の創業支援に力を入れており、創業計画支援サポートや創業後の経営アドバイスなどを行っている。同時に企業の人材育成、後継者支援、経営改善支援を通じ、特に女性の中小企業経営者、後継者、起業家を多面的に支援している。

主催 / 佐久穂町商工会 (本所 ☎ 86-2275)

## 佐久穂町では町内での起業・創業者を応援します!!

本セミナーを受講し、佐久穂町商工会の支援のもと創業計画書を策定し、佐久穂町に「特定創業支援を受けた創業者」として認定を受けた上で佐久穂町内において創業する方、若しくは同認定を受けた創業後5年以内の方には、右記の特典と町独自の補助金があります。

| 名 称                    | 内 容                                                                                                         | 補助金額等                                                                                                                          |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐久穂町の創業・創業後5年以内の創業支援制度 | 空き店舗や空き家を借りて創業する場合に賃料の一部を補助します。<br>空き店舗や空き家を創業する場合に、当該賃料の一部を補助します。<br>新規で店舗等を建設し創業する場合の初期の借入に係る経費の一部を補助します。 | ・創業の日から5年以内・賃料月額の1%以内、上限3万円<br>・対象経費の1%以内・上限30万円(1回限り)<br>・対象経費の1%以内、上限30万円(1回限り)、地方税法(昭和25年法律第226号第341条第1項第4号に規定する創業促進を目的とする) |

※創業計画書はあらかじめ各関係機関へ提出し、商工会への加入と補助金の申請になります。また本補助金は定額で交付・交付は出来ませんのでご了承ください。

佐久穂町民以外の方の受講も歓迎いたします!

起業や独立、商売に興味がある方や経営について知りたい方を募集します

## 佐久穂町の商工業関連支援制度を把握していますか?

佐久穂町の商工業関連支援制度として「商工業振興助成金」、「商工業雇用促進助成金」等の支援制度が用意されています。業務に必要な資格の受験料や従業員を新たに採用した際の人件費について町から助成金を受給することができます。(支給要件あり。)制度の詳細等は、役場 産業振興課 商工観光係 (0267-86-1553)、佐久穂町商工会 (0267-86-2275) までお問合せ下さい。

(助成制度等は変更になる場合があります。最新情報は各機関にご確認ください)

## 事業者振興 → 商工業振興助成金

※助成額の上限、要件等ございます

町内事業者の人材育成等の支援、義務化が見込まれるハサップ等の取得促進、新規顧客獲得等の販路拡大への支援を目的に、左記費用について助成します。  
事業拡大、社内投資へのチャレンジを応援します。

- 従業員等(代表者、役員等含む)が業務に必要な資格がある... **受験料**の一部を助成(上限2万円)
- ハサップ等の認証取得が必要になってきた... **取得費用**の一部を助成(上限10万円)
- 自社で勉強会を行いたい... **会場使用料や講師謝礼**の一部を助成(上限3万円)
- 新製品をPRしたい、新たな顧客層を獲得したい... **販促等の費用**の一部を助成(上限10万円)

→ 国制度「小規模事業者持続化補助金(町で上乗せ)」もあります(窓口:商工会)

## 雇入れ → 商工業雇用促進助成金

※各種要件等、補助額上限ございます

新卒・中途採用を問わず、町外在住者の雇用についても助成します。  
助成金の用途は定めませんので、企業様の数値でご利用いただけます。  
(例:従業員が抱える奨学金への補助や、採用活動の拡充など)

### 雇用促進助成金の概要

| 対象雇用期間                             | 事業主等、対象労働者の要件                                                            | 助成額                                                             |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 2020年4月1日から<br>2025年3月31日<br>※期間延長 | ・1年以上の継続雇用<br>・社会保険等完備<br>・雇用日6ヶ月前事業主都合解雇なし<br>・町税の滞納がない<br>・労働関係法令違反がない | ・雇用時点60歳未満<br>・事業主の3親等以内の親族でない<br>・同様の事業主(関連会社含む)に3年以内に雇用されていない |

町内在住従業員 30万円  
町外在住従業員 10万円

■ 申請 ⇒ 報告 ⇒ 助成金交付 となり、実際の交付は1年の継続雇用確認後となります。  
■ 厚生労働省(ハローワーク等)の既存雇入れ助成金制度と併用可能

## 設備投資

■ 中小企業等経営強化法に基づく税制優遇  
町の認定を受けた「先端設備等導入計画」の基で一定の条件を満たす設備を導入した場合、**該当する償却資産にかかる固定資産税が軽減**となります。(国補助金優先選択等がある場合も)  
【佐久穂町導入促進基本計画】  
◆計画期間 2018年6月19日から5年間  
計画期間延長 2023年4月1日から2年間  
◆対象となる中小企業者  
中小企業等経営強化法第2条第1項で規定する「中小企業者」が対象です。

## その他

|                                                   |                                    |                                 |
|---------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| 長野県、町の制度資金(融資時の保証料補給)                             | 企業支援条例、企業誘致条例                      | 新型コロナウイルス関連                     |
| 県や町の制度資金ご利用の場合、保証料の一部を補給しています。※町特別経営安定対策資金は利子補給あり | 工場等の増設や移設についてご活用いただけます。事前にご相談ください。 | 国県補助制度は期限があります。商工会・役場までご相談ください。 |

« お問合せ: 役場 産業振興課 商工観光係 0267-86-1553、佐久穂町商工会 0267-86-2275、88-2215 »

## 新入会員紹介

### クレセントムーン♡

ご縁あり昨年度より佐久穂町商工会様にお世話になっていきます。

佐久市中込で、飲食業「クレセントムーン♡」コンパニオン会社「佐久バンケットプロデュース『雅姫』」を経営しております。

クレセントムーンは、成田公園近くに店舗を構える小さいお店です。お客様の年齢層は、20代〜80代の方と幅広く年齢を問わず親しまれています。

リースナブル料金で気軽に楽しめるアットホームな雰囲気のスナックです。初めてのお客様も常連様もお気軽にお立ち寄り下さい。週末は私も含め4名〜5名のキャストで対応していますので中込来店時は、是非

営業時間 19時30分〜

定休日 日曜日、第4月曜日

### ♡コンパニオン会社の紹介♡

佐久バンケット様でお世話になり、独立しコンパニオン会社を数年前に立ち上げました。

コロナ禍の影響が大きく、諸事情があり、佐久バンケット様の名称を引き継ぐ形をとりました。名に恥じぬよう頑張っていますので「ご用命ください」からお申し付けください」

## 株式会社

### 八千穂SAUNA

長岡 美穂



ロッジ（外観）

今年度より新たに佐久穂町商工会に入会した株式会社八千穂SAUNAの長岡美穂と申します。佐久穂町を活性化させたいとの思いで2020年2月に当社を設立し、佐久穂町の八千穂高原駒出池キャンプ場内で屋外サウナ事業を行っています。本場エストニアから取り寄せた高性能の新ストーブを導入し、当初は三つのテントサウナからスタートさせましたが、事業拡大に伴いサウナロッジ、バレルサウナを設置するなどサービス拡充を図ってきました。火照った体を冷やすため北ハケ岳の湧き水をかけ流したプールを用意し

たり、外気浴用に椅子を置いたり、癒やしの空間を提供するサービスを提供し続けたことで、様々なメディアへ取り上げられる機会も増え、知名度も向上したことから、週末には予約が埋まり多くの人が訪れるようになりました。最近では、九州などの遠方からも人が訪れるなど、町の活性化に貢献できているという実感があります。キャンプ場が冬季に閉鎖するため、年間を通じた営業が出来ないため、今後は1年を通して楽しめるサウナ施設をつくっていきたいと考えております。

会員の皆様方には今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

## 株式会社TKworks

常田 圭一郎

はじめまして、株式会社「TKworks」の常田と申します。この度、佐久穂町商工会に入会しました。皆様、よろしくお願いいたします。

以前は東京のシステム開発会社で10年働き、2017年には地域おこし協力隊として佐久穂町に来ました。

2020年に起業し、主にホームページ作成とITを活用した業務効率化支援を行っています。

多くの方が既にホームページを持っている中で、更新が滞っているケース

も見受けられます。これは非常に勿体無い事です。

ホームページはSNSと同様に鮮度が重要です。長く放置されていると閲覧者の信頼を損ねる可能性もあります。当社ではホームページの作成から運用保守までサポートしていますので、ぜひご相談ください。

また、業務効率化支援においては、新たなシステムを導入するだけではなく、お客様の業務をじっくりと観察し、効率化できるポイントを見つけ出します。

ほとんどの方がスマホやエクセル、メールの使用に慣れている現代では、既に手元にあるITの資源をつまく組み合わせることが重要です。

高額なシステムが全ての解決策ではありません。安価なシステムや無料のツールも活用できます。

外部の視点を取り入れつつ、少ないコストで試行錯誤を重ねていくことが業務効率化の鍵です。

佐久穂町ではIT関係の仕事をする人が少ないと思います、思い切って起業しました。微力ながら皆様のお役に立てるよう努めます。よろしく願いいたします。



ホームページ

## 金融相談会

■日本政策金融公庫による融資相談会

- 相談日** 令和5年 8月10日(木)  
9月 8日(金)  
10月10日(火)  
11月10日(金)  
12月 5日(火)  
令和6年 1月10日(水)
- 相談時間** 午後1時～4時  
(但し12月5日(火)の一日公庫は午前10時～午後4時)
- 相談会場** 佐久穂町商工会本所

## 法律相談会

■経営上のトラブルは法律相談で解決してみたいか？

※このようなとき、ご相談下さい!! 債権回収、事業承継、金銭貸貸、クレーム、契約他 経営に関するトラブル

- 相談日** 令和5年 10月13日(金)《浅科》  
12月15日(金)  
令和6年 1月26日(金)《浅科》
- 相談時間** 午後2時～4時 対応/土屋 弁護士  
(12月15日(金)のみ午後3時～5時)
- 相談会場** 佐久穂町商工会本所  
(10/13(金)、1/26(金)は浅科商工会)

## 職員異動のお知らせ

### 【転入者】

#### 猿谷 巖 (事務局長)

4月1日より菊池前事務局長の後任として就任した猿谷巖と申します。前任地は東御市商工会で、その前任地が佐久穂町商工会でしたので、ご存じの会員さんも多いことと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

コロナウイルスが5類となり、ようやく経済が活気を取り戻しつつあります。これを好機ととらえ、会員の皆様には大いに稼いで頂きたい。そして町に元気を吹き込んで頂きたい。商工会は会員の皆様に全力で応援して参りますので、何なりとお申し付け下さいますようお願いいたします。

### 【退職者】

#### 菊池 賢治 (事務局長)

3月末をもちまして退職することとなりました。在職中は皆様の温かいご指導ご高配をいただき厚くお礼申し上げます。本来ならば直接お礼を申し上げるべきですが、書中をもちまして退職のご挨拶とさせていただきます。

## マル経融資のお知らせ

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々にバックアップするため、商工会の推薦により**無担保・無保証・低金利**で融資を受けられる制度です。また新型コロナウイルスの影響を受けている小規模事業者を対象とした特別枠もあり、要件が合えば、当初3年間は通常の一般枠よりも低金利で資金調達が可能になります。

### ■融資限度額

一般枠：2,000万円 特別枠：1,000万円

### ■返済期間

(一般枠) 運転資金：7年以内 設備資金：10年以内  
(特別枠) 運転・設備資金：20年以内  
うち据置期間 (一般枠) 運転資金1年以内 設備資金2年以内  
(特別枠) 運転資金5年以内 設備資金5年以内

### ■利率 (令和5年7月1日現在)

一般枠：1.07% (特別利率)  
特別枠：当初3年間特別利率▲0.9% 4年目以降特別利率

### ■融資ご利用対象

- ①最近1年以上、佐久穂町で事業を行っていること
- ②6か月以上佐久穂町商工会員であること
- ③個人事業主または法人企業において常時使用する従業員が下記の事業
  - 卸・小売業、サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)：5人以内
  - 製造業、建設業、その他の事業：20人以内

### ■特別枠適用要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上高または過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が前5年のいずれかの年と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある小規模事業者
2. 債務負担が重くなっている方

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

## 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

### 制度の特長

#### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能  
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

#### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

#### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。  
詳しくは右記のQRコード又は  
ホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

加入・掛金のご質問はこちらをクリック  
24時間いつでも  
チャットで質問可能です



Be a Great Small.  
中小機構